⑲日本国特許庁（JP）　⑪特許出願公開

⑫公開特許公報（A）　昭64－30295

⑤Int.Cl.⁴		識別記号	庁内整理番号
H 05 K	7/14		T－7373－5F
H 04 N	5/225		D－6668－5C
H 05 K	5/00		A－6412－5F
	9/00		F－8624－5F

⑬公開　昭和64年（1989）2月1日

審査請求　未請求　発明の数　1　（全3頁）

⑤発明の名称　ユニットシールド板取付装置

⑳特　願　昭62－186231

㉒出　願　昭62（1987）7月24日

㉗発明者　伊藤　哲夫　神奈川県横浜市港北区綱島東4丁目3番1号　松下通信工業株式会社内

㉗発明者　長島　俊夫　神奈川県横浜市港北区綱島東4丁目3番1号　松下通信工業株式会社内

㉗発明者　相田　定吉　神奈川県川崎市多摩区宿河原582－25　有限会社コーセツ内

㉑出願人　松下電器産業株式会社　大阪府門真市大字門真1006番地

㉔代理人　弁理士　中尾　敏男　外1名

明　細　書

1. 発明の名称

ユニットシールド板取付装置

2. 特許請求の範囲

波状の湾曲した溝が形成された2枚のレール板をそれぞれ筐体の相対向する内側面に取り付け、ユニットシールド板の両端を前記レール板の溝にそれぞれ挿入することによりユニットシールド板を筐体に固定することを特徴とするユニットシールド板取付装置。

3. 発明の詳細な説明

産業上の利用分野

本発明は、テレビカメラ等に利用するユニットシールド板取付装置に関する。

従来の技術

一般に、テレビカメラ等の電子機器には、電子部品を搭載されて回路が形成された複数の基板が多層で取り付けられ、更に各基板間をシールドするために複数のユニットシールド板が取り付けられている。

従来、この種のユニットシールド板取付装置は、電子機器の筐体の相対向する例えば上壁と下壁の内側面にそれぞれ直線の溝を形成し、この溝にそれぞれユニットシールド板の上端と下端を挿入し、ユニットシールド板の先端をストッパに当接し、筐体の側壁をユニットシールド板の他端に当接することにより、ユニットシールド板を電子機器の筐体に取り付けるように構成されている。

発明が解決しようとする問題点

しかしながら、上記従来のユニットシールド板取付装置では、ユニットシールド板を挿入する溝が直線であるために、例えば保守時に溝の幅がユニットシールド板の厚さより大きくなると、ユニットシールド板を固定することができないという問題点がある。

本発明は上記問題点に鑑み、ユニットシールド板を筐体に固定することができるユニットシールド板取付装置を提供することを目的とする。

問題点を解決するための手段

本発明は上記問題点を解決するために、波状の

湾曲した溝が形成された2枚のレール板をそれぞれ筐体の相対向する内側面に取り付け、ユニットシールド板の両端を前記レール板の溝にそれぞれ挿入することによりユニットシールド板を筐体に固定することを特徴とする。

作用

本発明は上記構成により、ユニットシールド板の両端がレール板の波状の湾曲部に摩擦係合し、したがって、ユニットシールド板を筐体に固定することができる。

実施例

以下、図面を参照して本発明の実施例を説明する。第1図(イ)は、本発明に係るユニットシールド板取付装置を備えたテレビカメラの一実施例を示す分解斜視図、第1図(ロ)は、第1図のレール板の平面図、第2図は、第1図のユニットシールド板取付装置の取り付け状態を示す要部斜視図である。

第1図(イ)において、1は、テレビカメラの筐体、2は、筐体1の上壁の内側に取り付けられる上レール板、3は、筐体1の下壁の内側に取り付けられる下レール板である。

下レール板3は、第1図(ロ)に詳しく示すように、複数のプリント基板4の端部にそれぞれ対応する長さ及び幅の複数の直線の溝3aと、プリント基板4間をシールドする複数のユニットシールド板5を挿入するために波状に湾曲した複数の溝3bが交互に形成され、また、溝3bの一方にはそれぞれストッパ3cが形成されている。下レール板3は、塩化ビニール等により腰のある板状に形成され、更に箔状のアルミニュームで被覆される。

尚、上レール板2にも同様に、下レール板3の溝3a、3bに対向するように同一の溝2a、2b、ストッパ（不図示）が同一の材料で交互に形成され、上レール板2と下レール板3はそれぞれ、ねじ6によりそれぞれ筐体1の上壁の内側と下壁の内側に取り付けられる。

上記構成において、筐体1に取り付けられた上レール板2、下レール板3に対し、プリント基板4は、その上端と下端がそれぞれ溝2a、3aに挿入されて筐体1内に固定される。

また、ユニットシールド板5は、第2図に示すように、その上端と下端がそれぞれ溝2b、3bの湾曲部に抗して挿入され、先端がストッパ3cに当接される。次いで、筐体1の側壁（不図示）が筐体1に固定されると、ユニットシールド板5の後端に側壁が当接し、したがって、ユニットシールド板5が筐体1に固定される。

したがって、上記実施例によれば、ユニットシールド板5の上端と下端がそれぞれ溝2b、3bの湾曲部に摩擦係合するために、ユニットシールド板5が筐体1に固定される。

発明の効果

以上説明したように、本発明は、波状の湾曲した溝が形成された2枚のレール板をそれぞれ筐体の相対向する内側面に取り付け、ユニットシールド板の両端を前記レール板の溝にそれぞれ挿入することによりユニットシールド板を筐体に固定するようにしたので、ユニットシールド板の両端がレール板の波状の湾曲部に摩擦係合し、したがって、ユニットシールド板を筐体に固定することができる。

4. 図面の簡単な説明

第1図(イ)は、本発明に係るユニットシールド板取付装置を備えたテレビカメラの一実施例を示す分解斜視図、第1図(ロ)は、第1図のレール板の平面図、第2図は、第1図のユニットシールド板取付装置の取り付け状態を示す要部斜視図である。

1…筐体、2…上レール板、3…下レール板、2b、3b…溝。

代理人の氏名　弁理士　中　尾　敏　男　ほか1名

第 1 図

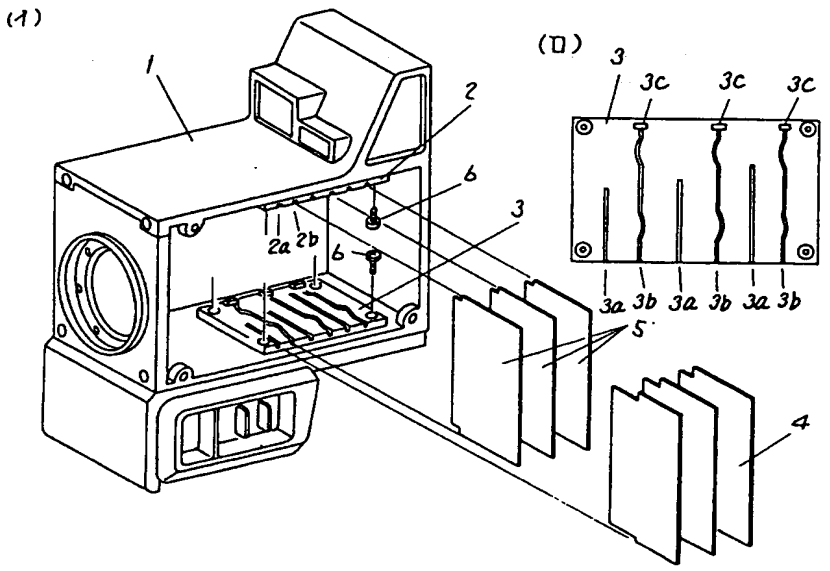

1… カラーカメラ筐体
2… 上レール板
3… 下レール板
5… ユニットシールド板
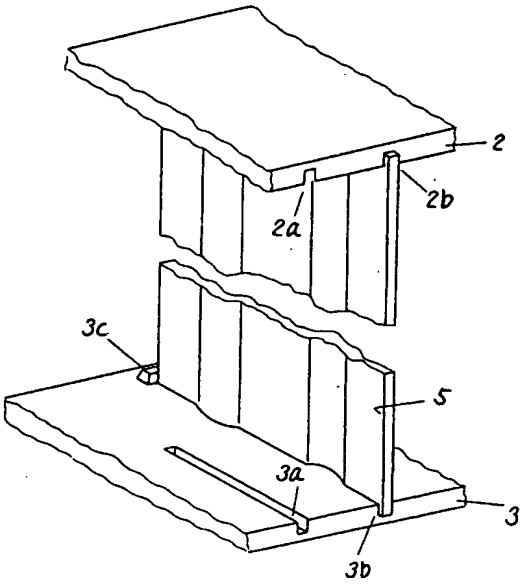
第 2 図